

第 6 期水源環境保全・再生かながわ県民会議への引継書
(一部抜粋)

平成31年 3 月25日

水源環境保全・再生かながわ県民会議

座 長 鈴 木 雅 一

1 水源環境保全・再生かながわ県民会議

(1) 引継事項

① 施策の総合的な評価について

施策の総合的な評価について引き続き検討を行い、「総合的な評価（中間評価）報告書」として取りまとめる。

さらに、この総合的な評価の結果に基づき、「次期（第4期）かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画に関する意見書」を取りまとめていく必要がある。

② 施策懇談会の開催について

次期県民会議では、「総合的な評価（中間評価）報告書」を取りまとめ県に提案する必要があるが、施策開始から12年が経過し、事業の成果が現れてきつつある一方で、新たな課題も出てくるなど、施策を巡る状況は複雑化してきており、その状況を把握することが以前に比べて難しくなっている。

そこで、「中間評価報告書」及び「次期計画への意見書」の作成にあたっては、施策懇談会を開催するなどして、各委員が多様な視点に触れ、議論を深めることが望まれる。

③ 施策の検討状況の県民への周知について

水源環境保全・再生施策の内容やこれまでの取組については、これまでも県民フォーラム等のイベントやリーフレット等を通じて県民の皆様へお知らせしてきたところである。

第6期の県民会議では、次期計画に向けての施策の検討状況も県民の皆様へ分かりやすく説明できるように努める必要があり、引き続き県民参加の下で施策の推進や次期計画の検討を行っていただきたい。

④ 事業モニターによる県民視点での評価について

水源環境保全・再生施策の評価にあたっては、各事業の中で行っている効果検証や、特別対策事業の10番事業で行っている水環境モニタリング等を基にするのは当然ながら、第3期計画も折り返し地点となり、第3期計画の評価や次期計画策定に向けての動きも本格化してくる現状では、施策の実施状況を県民の視点により検証して、今後の施策の見直しや立案につなげていくという事業モニターによる評価も一層重要なものとなる。

また、施策の現場を直接見る現場説明会は、施策の内容や取組状況などについての理解や知識を深め、事業モニターにおける適切な評価や県民会議の円滑かつ効果的な運営に資することから委員改選後の任期の早い段階で行う必要がある。

2 施策調査専門委員会

(1) 引継事項

① 「次期実行5か年計画に関する意見書」の作成に向けた検討

県民会議は、県の次期実行5か年計画の検討に先立ち、毎年の特別対策事業の点検・評価の結果等を踏まえ、次期計画策定の基本的な方向性や盛り込む事業の考え方などについて、意見を取りまとめ、県に意見書を提出する役割を担っている。このため、平成32年度の意見書の提出に向け、平成31年度においては意見書原案の検討を行う必要がある。

② 第3期以降における経済評価の実施に向けた実施方針の検討

施策の総合的な評価として、第4期中に経済評価の実施を予定している。そのため、第3期中に、経済評価の対象範囲や評価手法、評価に用いるデータなど、第4期における経済評価の実施方針について検討を行う必要がある。

③ 施策大綱期間終了時を見据えての点検・評価等について

毎年の特別対策事業の点検・評価により、各事業の実績や様々な事業効果等を確認しているが、平成38年度をもって施策大綱期間が終了することから、今後は、大綱期間終了時を見据えて、県民の意見を踏まえて広く反映する形で、上記意見書の作成や経済評価なども含めた事業の点検・評価を行う必要がある。